

## 平成24年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

平成24年3月13日（火曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 議案第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 7号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 8号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 9号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第10号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第11号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第 8 議案第16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議案第13号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議案第14号 羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議案第15号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第18号 羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第19号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第23号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

### ○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島讓二君		4番	高村和史君

5番 小野哲也君

6番 坂本志郎君

7番 鹿又政義君

8番 佐藤晶君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	浦崎頼男君
教育委員長	石川勝君	総務課長	川端達也君
企画振興課長	久保田誠君	企画振興課参事	佐藤行広君
税務財政課長	野理幸文君	税務財政課参事	櫻井房雄君
環境生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	渡辺憲爾君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	地域包括ケア支援センター課長	斉藤健治君
君水産商工観光課長	石田順一君	水産商工観光課長補佐	堺昇司君
建設水道課長	高橋力也君	建設水道課長補佐	北澤正志君
学務課長	太田洋二君	社会教育課長	中田靖君
郷土資料室長	涌坂周一君	診療所事務長	工藤勝利君
診療所事務課長	対馬憲仁君	会計管理者	嶋勝彦君

---

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 寺澤哲也君 次長 大沼良司君

---

午前10時00分 開議

---

◎開 議 宣 告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

- ◎日程第 1 議案第 6号 平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算
  - ◎日程第 2 議案第 7号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
  - ◎日程第 3 議案第 8号 平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
  - ◎日程第 4 議案第 9号 平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予算
  - ◎日程第 5 議案第10号 平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算
  - ◎日程第 6 議案第11号 平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
  - ◎日程第 7 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定について
  - ◎日程第 8 議案第16号 羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定について
  - ◎日程第 9 議案第17号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 

○議長（村山修一君） 日程第1 議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算から、日程第9 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての9件を一括上程します。

お諮りします。

本日の審議方法は、議事日程のとおり、最初に平成24年度各特別会計予算及び関連条例を審議、次に平成24年度企業会計予算を審議、次に議案第6号から議案第11号まで

の平成24年度各会計予算及び議案第12号から議案第17号までの関連条例について総括質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) 異議なしと認めます。

したがって、各特別会計予算、企業会計予算、各会計予算及び関連条例の総括質疑の順に審議することに決定しました。

初めに、日程第2 議案第7号から日程第5 議案第10号までの平成24年度各特別会計予算及び日程第9 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての5件について質疑を許します。

坂本志郎君。

○5番(坂本志郎君) 議案第8号平成24年度介護保険事業特別会計予算について、質疑をいたします。

新年度、平成24年度歳出予算の総額は、前年と比較して6,185万5,000円増の4億450万3,000円、率で118.1%の増額予算となっておりますが、この介護保険事業特別会計の増額の主たる理由と、増額部分の歳入確保の手当てについてお答えください。

○議長(村山修一君) 地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長(斉藤健治君) 予算の増額になった主な理由ですけれども、委員会でも説明したとおり、今年度から特養が開設されることにより、3年間で2億1,800万円を特養を建てて運営することによる影響額と見込んでおります。主な増額のあった理由でございます。

失礼いたしました。歳入確保ですけれども、準備基金を取り崩しまして、歳入確保に充てております。

○議長(村山修一君) 坂本君。

○6番(坂本志郎君) 今工事中で、間もなく完成する小規模特養が、この予算増額の主たる理由とのことですが、歳出予算のうち保険給付費は予算上6億241万6,000円の増、率で119.7%となっておりますが、このうち、今お答えのあった小規模特養ホームの影響はどのぐらいで試算しているかわかりであればお答えください。

○議長(村山修一君) 地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長(斉藤健治君) 特養ができたことによる影響額ですけれども、済みません、先ほどちょっと答えを間違えたかもしれませんけれども、ここで話したいと思います。3年間で2億1,800万円を、特養を建てたことによる影響額と見込んでおります。

○議長(村山修一君) 坂本君。

○6番(坂本志郎君) 特養ができて、そのことによる負担がふえることについては、そのとおりであろうというふうに思いますが、今回の改定は、第4期が終了して第5期の保

除料を定めるものだというふうに思いますが、月額基準額で資料を見ると、第4期の月平均3,750円で、この第5期については1,050円増で4,800円となる改定案。上昇率28%と大幅な増額で、私は住民の負担感を思うとき、町民の皆さんへの説明にちょっと厳しいものがあるなというふうに個人的には考えています。

それでは、今回の改定は、全国の自治体が一斉にこの第5期に向けての改定、こういうことだと思うのですが、根室市を含む1市4町の状況、これもざっくりでいいですからお伺いしたいと。あわせて、町として町民の負担を少なくするための、介護保険料を先ほど基金から取り崩しという話もありましたけれども、町民の負担をできるだけ少なくする努力はされたというふうに思いますが、実施したこの繰り入れの中身とそのことによる効果についてお答えください。

○議長（村山修一君） 地域包括ケア支援センター課長。

○地域包括ケア支援センター課長（齊藤健治君） まず、各管内の状況を報告いたします。

まず、根室市ですけれども、基準額で報告したいと思います。根室市の月額基準額ですけれども3,700円、別海町4,100円、中標津町4,700円、標津町4,800円、羅臼町と同額でございます。それと、今回それにつきまして、羅臼町も準備基金を繰り入れまして、その影響額でございますけれども、454円が準備基金を繰り入れることにより減額となっております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 診療所の会計、これはちょっと確認という程度なのですが、実は、いよいよ診療所、7月に向けて開設という動きになりました。当然、それに向けてのいろいろな設備等も配置されながらということで予算繰りもしたという経緯を感じております。実はちょっと確認したいということは、私も以前に、議場の放映が病院でなされないのかなということを過去に言った経緯がありました。そんなことで、せっかくこの新しくできた施設、そういう一つのチャンスではないのかなということでありますので、この放映設備がなされるのか、なされないか、まずその確認だけ、ちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（村山修一君） 建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 今の御質問ですけれども、放映のほうは1階ロビーのほうでできます。

以上です。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） できるということですね、放映されるということの確認でいいですか。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） それでよろしいです。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） それであれば結構でございます。ひとつよろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

高村和史君。

○4番（高村和史君） 議案第10号診療所の関係でちょっとお伺いしたいのですけれども、361ページを開いていただきたいと思います。3点ほどお聞きいたします。

まず、この負担金補助及び交付金1億2,000万円のどのような内容を想定して、これは政策的にどう負担していくのかという部分の1点。

それから、362ページ、ちょっとお聞き願いたいと思います。診療所建設、一番上の上段でございます。18節のほうで備品購入費1,980万円計上されております。これはどういう性質のものかちょっと教えてください。

それから、節の18、医業諸費の関係なのですけれども、ここで備品購入費が997万5,000円計上されております。これは、どういうものを購入しようとしているのか、この3点お聞かせください。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 3点の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、地域医療政策費負担金1億2,000万円の関係でございますが、これにつきましては、地域医療政策費の考え方につきましては、これまでも申し上げてございますが、指定管理者に要請する24時間初期救急体制と、加えて入院病床の再開、維持など、不採算部門の診療体制を維持するための経費を地域医療政策費として交付するものがございます。また、これに加え、在宅支援策として送迎サービスも含めたりハビリ機能の充実を図るための経費を加えて交付する予定をしております。

それから、2点目の備品関係についてのお尋ねでございますが、まず、新診療所建設の備品購入費1,980万円につきましては、人工透析の治療に係る装置3台分を購入する経費でございます。また、医業諸費の備品購入費につきまして997万5,000円を計上してございますが、これにつきましては超音波の心電図装置一式でございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） この不採算の部門から、これらの診療所の建設の備品購入費1,980万円を賄う、このような解釈でよろしいのかと思いますけれども、それと備品購入費ですね、997万5,000円、これはなぜ、区分として診療所建設費のほうの区分と医業諸費のほうのこの二つの区分、ここら辺の同じ、私今見る限りでは、聞く限りでは、同じ医療器具なのにどうしてここは区分分けされたのかなど。

それともう1点。きのう、一般質問でもお話は聞いていたのですけれども、そのリハビリ機能はどのような規模でやられるのか、それもちょっとお聞かせください。3点です。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） まず、診療所の建設費の備品の透析関係でございますが、これにつきましては、透析を新たに始めるということで、新年度の予算に3,300万円を乗せてございまして、その一部の備品購入費が1,980万円ということで、それに伴います建設に係わって配水等の問題も含めたそれ以外の経費ですね、3,300万円と1,900万円の差額、この部分については工事の中の設備の中で入れておりますので、こういう区分で入れてございます。

また、医業諸費の部分については、これについては、平成18年度に導入した、6年を経過した白黒のエコーの装置でございますが、これをカラーにというようなことでの所長の要望もございまして、今回入れるというようなことで、現在行っているような医療のサービスの一環としての機器の入れかえというようなことでございます。

リハビリの関係のことですけれども、当初の孝仁会との交渉の中では、リハビリ機能の拡充という部分では、最終的に具体的な詰め作業として少し時間をかけながらやってきました。イメージとしては、現在在宅でおられる方、その人方についても、今度は診療所までの送迎サービスも含めた形でやっていただけるというようなことでの最終的な確認がとれましたので、そういった部分も含めて、人件費等が中心になると思いますが、その部分の経費をこの中で見込んでいるというようなことでございます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） 大体、必要なものは私もきのう一般質問でお話ししたとおり、やはり機能を拡充するためには、それはしなければいけないですけれども、今言われたリハビリの関係なのですけれども、今、送迎も行うというお答えをいただきましたけれども、そこら辺の関係の中で、その経費だとかというのはまたこちらのほうに、羅臼町のほうに求められるようなことがあったら困るし、また、今、この備品購入費の1と2ですね、医業諸費のほうと建設費と、またこれからやられるリハビリの関係、この辺は不採算の1億2,000万円からのお金で流用するというような考え方にもとられたのですが、それでいいのか。

それと、最後ですからもう1点ちょっとお聞きしたいのですけれども、今、羅臼の人でリハビリに通っている方、また、必要な方というのはどのくらい把握しているか、ちょっとそれも教えていただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） まず、1億2,000万円の費用の内容の部分ですけれども、これにつきましては、基本的な考えにつきましては先ほども申し上げましたように、いわゆる不採算部門の1億2,000万円というようなことでございます。

それから、あと、政策的に町長と最終的には理事長というようなことで、現在在宅にいる、先ほどお話ししましたような送迎サービスも含めた形で具体的にやっていただけるというようなことでございますので、そのリハビリ部分については、従来の議会の特別委員

会の中でも、特に老健施設等も必要な施設ではあってもなかなか一気ににはできない中で、リハビリ機能の充実というようなことも多くの意見が寄せられておりました。そんなことで、リハビリの充実を図る上で、特に専門的な人材を、作業療法士であるとか、そういった専門の人材を確保していただくというようなことで、当面は2名を予定してございますが、そのうちの1名分を町が負担するというようなことで最終的な合意というようなことになっております。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） リハビリの希望者の人数につきましては、正確なところは把握してございませんが、要介護認定を受けていらっしゃる方が12月末現在で197名いらっしゃいます。この方々が、ほぼ、リハビリの対象ではあるかと思えます。また、身体障害者の方もいらっしゃいますので、そういった方がリハビリの対象になるかと思えます。

○議長（村山修一君） 高村君。

○4番（高村和史君） ちょっと大事な部分でありますので、もう1点だけ聞かせてください。

このリハビリの専門的な先生は、資格のある方でなければいけないと思うのです。理学というのですか、何というのですかね。そういう先生は、機能訓練所の、すぐ、この7月から、この開所同時に、この先生も、いつやるのかな、リハビリはまだ後かな。そのときの確保はされているのですか。その1点だけ聞かせてください。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 現段階で確認ができていますのは、7月1日からこのリハビリについては開始したいということで最終確認をさせていただきます。それから、このサービスをするに当たって、当然のことながら作業療法士であるとか、そういう専門の資格者、そういう人がまずは中心になりながら、当然のことを、そういうことでのサービスについての診療報酬請求もできる行為でございますので、有償ではありますけれども、そのことによって技術的な部分、あるいは機能訓練として、これ以上機能を悪化させないとか、そういった部分ではサービスの向上につながるのではないかとというふうに考えております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

松原臣君。

○9番（松原 臣君） 58ページの自治振興費の関係で、特に準公設改築工事助成金について、まずその中身を教えてくださいたいのと、それと……。

○議長（村山修一君） 松原君、範囲が違いますので、特別会計でお願いしたいと思います。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 診療所会計のほうで、一つ質問をさせていただきたいと思いま



す。

先ほど、高村さんが質問しておられましたけれども、地域医療の政策費負担金ということで1億2,000万円ここに載っておりますけれども、先ほど事務長の説明でしたら、例えばその不採算部門の補てんをするという契約になっているのだという中での支出だというふうにとらえたのですけれども、開業に当たっては7月というふう聞いております。僕らは基本的な契約はある程度見させていただきましたけれども、詳細の本契約の部分については内容まで把握しておりませんので、この7月までの3カ月間、例えば年度変わりが4月だとすれば、この3カ月の分、これは多分1億2,000万円って、あのとき満度の金額だったような気がするのですけれども、その3カ月分の月割りと、これが月割りになるのかならないのか、そういうことも含めて、どういった意味でこれは満度で予算計上しているのかということをお聞かせ願えますか。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） お説のとおり、予算組みの段階では、6月になるか7月になるかというようなことがちょっと不確定であったというようなこともありまして、年間の上限額を計上させていただいたという経緯でございます。

孝仁会の診療所運営につきましては7月1日ということで正式に決まりましたので、当然、この運営期間は9カ月というようなこととなります。したがって、1億2,000万円を12で除した額、1,000万円掛ける9カ月分というようなことで、政策補助については、この9,000万円を交付の予定額ということで考えております。

また、これに加えまして、先ほど政策的判断と私申し上げましたが、リハビリ機能の充実について最終的に両方で車両のサービスも含めてやるというようなことが確認できましたので、この部分については2名の必要な専門職の配置が必要だというふうに聞いていますが、その中での1名分、最大500万円とすれば、その部分の実績の9カ月分、375万円ほどになるかというふうに思いますが、その金額を合わせた形での政策補助というようなことで考えてございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） そのリハビリの部分というのは今初めて聞いたので、自分の中でも整理しなければいけないのですけれども、先ほどの説明の中で言うと、不採算部門の補てんのためにという、そういう説明があったと思うのですけれども、ある意味、上限というふうに僕らはとらえていたのです。上限で不採算、採算が合わない、上限で1億2,000万円を年間補てんしますよというか補助しますよというとらえ方をしていました。それで、その不採算部門という言われ方をしましたので、例えばその7月1日から、その中の24時間救急であったり、そういったものが稼働しないとするならば、その辺も考慮して孝仁会と交渉をしながら、この補てんをする金額というのは随時変わっていくというとらえ方でいいのでしょうか。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 現段階で合意の文書と著しく違うというようなことであれば、当然、今お話しされたような内容で協議の対象になろうかというふうに思います。

それで、先ほどは今回のリハビリの部分ですね、この部分については、今回の協定書の33条に地域医療政策費という条項がありまして、その2号で、追加的な政策的医療の実施を伴う地域医療政策費の増額については別途協議するというので、最終的にこのリハビリ部分というのは、当初の段階では合意に至らなかった内容でございましたが、最終的にこの部分、人件費の半分というようなことで双方で合意したというような内容でございまして、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

高島譲二君。

○3番（高島譲二君） 私も国保診療所のことについてお聞きしたいと思います。361ページのこの開設準備負担金、上段に1,384万2,000円というふうに書かれておりますが、これの内容とか性格についてお聞きしたいのと、その下に13の委託料で、経営アドバイザー委託料、医療再生アドバイザー委託料合わせて120万円計上されておりますが、これは4月から孝仁会に移るわけですが、移った後もこれは必要なのかどうか。

それともう1点は、開設後に、たしか協定書には、運営協議会か何かを設営するというふうに、たしかうたわれていたと思いますが、もしそれがあれば、くくりは町がやっていくのかどうかということをお教えください。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 3点の御質問だと思いますが、まず開設準備負担金の関係でございます。議員も御承知のように、7月からの孝仁会が新診療所を運営することになります。その受諾に当たって、専門的な人員の確保の困難性といったことで、特にドクターであるとかナースであるとか、あるいは専門の臨床検査技師であるとか、そういった方々等をオープン前に採用し、そしてスムーズなスタートを切れるようにということに配慮した形での準備金ということでございまして、一番効率がいいのは、7月に採用して、そのままスタートできるということであれば当然いいのですが、当然その中には新しいシステムの導入であるとか、そのためのオープンの準備であるとか、いろいろなことが当然かかわってくるわけで、そういった部分で、特にナース等の困難性というのは十分議員も御承知かと思いますが、そういう意味で、4月段階から確保しなければならない部分だとか、いろいろあります。したがって、そういった人方の、いわゆるオープン前に採用した主に人件費等について、開設準備負担金という形で孝仁会のほうに支払うということで計上させていただいている内容でございます。現段階での予算の計上の内訳でございますが、特にこの3カ月分に限って19名ほどの人数を予定しているということござ

ざいまして、個別の部分についてはまたあれなのですが、全体としてはそんなような人数の3カ月分というようなことでございます。若干のこぼこは当然ある内容ではございます。いずれにしても、その実績によって最終的には精算させていただくというようなことになろうかと思えます。

それから、アドバイザーの必要性についてというようなことの御質問だと思いましたが、このアドバイザーにつきましては、これまでも孝仁会との協議、これまで、昨年、二人のアドバイザーをお願いしておりましたけれども、特に私どもとしては大きな効果として押さえておりますのは、いわゆるドクター情報の提供、あるいは短期出張医の具体的な派遣協力だとか、あるいはまた、指定管理者制度の導入に向けた羅臼町側という立場での孝仁会との交渉経緯だとか、そういった部分で大変貴重なアドバイスをいただいたというふうに思っておりますし、昨年は特に診療所のレイアウトであるとか、医療従事者確保に係るアドバイスなんかもいただいております。新年度の継続の必要性についてですが、当然、このことを踏まえながら、7月から本格稼働する状況ということで、特にこの初期の段階での安定化を図るまでは、町としても引き続き両先生のこれまでの実績、あるいはアドバイス等は必要であろうというふうに考えております。

また、これまでも、医師招聘の情報であるとか、いろいろな意味で困難な人員確保の部分でのアドバイスなんかもいただいておりますので、このことも踏まえて、今後も引き続き両先生には相談窓口、あるいはアドバイザーとしての重要な役割を担っていただいているというようなことで、継続してお願いしたいというようなことで考えております。

それから、3点目の運営協議会の関係については、現段階では、これは協定書の38条に位置づけておまして、羅臼町がその協議会のメンバーを委嘱するというような内容でございまして、詳細はまだ、この後作業に取りかかる予定でございまして、現段階ではそういう状況であるということで御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 開設準備負担金の内容が何となくわかりましたが、これは、つまり、雇い入れるまでの間、いわゆる人件費が主ですか。例えば、早い話が、4月に雇い入れるかもしれない、5月に雇い入れるかもしれない、6月に雇い入れるかもしれない、それまでの7月までの間、町が負担するということですか、つまり。ドクターとかナースとか、そういういろいろな関係者の賃金だと思のですが、その辺をちょっと明確にお願いします。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） そのとおりでございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） それであれば、例えば雇った先からずっと羅臼の診療所に、今継続してやっているわけですから、来ていただくことができるのか。あとは、今の段階でド

クター、ナースも来られる方はもう大体決まっているのかどうなのかということをお教えしてください。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） スタッフの確保状況につきましては、十分ではありませんが、ドクター以外の人員については、ほぼ確保できる状況になったと。十分ではございません。ただ、最低限のラインとしての人員確保は、ドクター以外はある程度確保できたというようなことでございます。

それから、それではすぐ現場に入って従事できるのかという御質問だったと思いますが、この人方につきましては、基本的には7月からの新診療所がオープンする準備のための方でございますので、そういう事務作業なり、あるいは現場の必要な準備を進めていくというようなことで、イコール、羅臼の診療所に来て勤務するというようなことではございません。ただ、必要に応じて現場での研修、いわゆるシステム等が入れば、この中での現地での研修であるとか、場合によっては現地での搬送業務を経験するだとか、そういった部分は経過措置の中では当然出てくるだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま審議されております各特別会計予算及び関連条例につきましては、質疑をこれにて一時打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各特別会計予算及び関連条例の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第6 議案第11号平成24年度水道事業会計予算についてを質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） お諮りします。

ただいま審議されております水道事業会計予算につきましては、質疑はこれにて一時打ち切り、一括審議の中で総括的に質疑をしていただきたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、水道事業会計予算の質疑を一時打ち切ります。

次に、日程第1 議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第9 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件に対する総

括質疑を許します。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 総括質疑をいたします。

議案第6号一般会計予算のうち、224ページと225ページの職員費及び関連で、議案第12号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定に関して、1点お伺いをします。

今議会は、平成24年度の町の予算を審議し、関係する条例を制定する場ですが、全体を見ると前年と比較して減額予算の中、町条例による増税や介護保険料など、町民の税負担を強いるものが多くあります。現在、町民の暮らしは厳しさを増す中、各種増税施策について私は賛成できません。一般質問でも申し上げましたが、長期にわたる人件費の削減で役場職員には大変な御迷惑をかけてきたことを理解しながらも、今予算では削減をたん回復する予算になっています。私は、今の情勢を考えると、削減をもとに戻す時勢にはないと考えます。本来であれば、回復した上で同時に一定の削減を提案する予算であるべきであり、町民の理解もそのほうが得やすいと思いますが、町長はどう考えておられるかお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきまして、今、坂本議員からお話しありましたように、平成17年から23年度までかけて約6億円という削減ということになります。その6億円というのは、財政的な危機的な状況の中で、そういう厳しい状況とあわせて病院から診療所にしたときの経営の中での6億7,000万円の不良債務と、そういう大きな目的の中で職員にあえてお願いをして、こういう形になっているということでございます。

したがって、その段階で、当然、職員側から見ると、そういう財政的な危機であるとするならば、当然それが解決された場合にもとに戻してもらえという、当然そういう思いがあったということでもありますし、私としてもそういう理由の中での削減でありましたので、当然一年でも早く戻したいという思いがありました。結果として、5年で不良債務というような予定も立てましたけれども、結果として、そういうことも含めながら2カ年で解消ができた。これは職員人件費に限らず、いろいろな国のそういう支援などもありました関係上、それと財政運営の中でいろいろ工夫しながらそういう形になったということでもあります。したがって、一年でも早く戻したいという思いの中で、昨年も実は一度に戻したいという思いはありましたけれども、なかなかそういう状況もなかったということでありまして、一たん、本年はきちんともとの姿に戻した上で、この状況が必ずしも厳しい状況は変わっていないという思いの中で、新たに今、組合のほうに提案しているということございまして、今、継続協議中であります。したがって、この協議がまとまれば、新たにまた議会の皆さんに御提案申し上げたいと、減額という、削減という形で職員の協力をいただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

松原臣君。

○9番（松原 臣君） 先ほどは大変失礼しました。総務費の中の自治振興費3,957万3,000円という中で、町営バス含めていろいろな経費ございますけれども、その中で自治に要する経費についてお伺いしたいと思うのですけれども、この中で負担金補助金及び交付金の中の準公設開設工事助成金315万円というのがあって、その中身をまずお知らせいただきたいのと、あわせて、各町内または各町にいろいろな会館がございますけれども、その中で特にこのごろ気になっているのが、もう15年、20年経過しているということで、非常に補修が必要になってきていると。その中で、いろいろ町内会等を含めて要望は出ているかと思うのですけれども、今まで町として維持管理を会館はどのように考えてきたのか。そしてまた、今後どうするのかということをお尋ねしたいのと、その会館を維持するに当たって、町内会等で地域提案型を使って屋根のペンキとか、多少のコーキング等をして維持してきているという経緯があるのです。ただ、そろそろ業者によって手を一応かけないと、今後小さな金額で済まなくなるのではないかなという心配があります。それで、一度、各会館の外観、屋根含めてなのですけれども、調査をしていただいて、優先順位等もあると思いますけれども、早目に打つことで多額のお金がかからないというふうに思いますし、皆さんそれぞれコミュニティとして大事に使っておりますので、そこら辺もあわせて考えていただきたいなというふうに思っております。

もうそろそろ、ボランティア、町内会で維持管理をする部分ができる範囲を超えてきている部分が多々見られるものですから、その点、今後、この予算等は315万円しか入っておりませんが、やはり順次やっていかないと、また、建てている時期もそんなに大きく変わっているところも、岬町、峯浜のところはそんな時期的にも変わっていませんので、大きなお金がかかるようになるのではないかと心配もありますので、これを順次やることによって長くコミュニティセンターを使えるのではないかというふうに私は考えておりますので、その点ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（村山修一君） 環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） まず、準公共施設改築工事費助成金315万円につきましては、昨年、共栄町会館を改築いたしまして1,260万2,000円ほどかかっておりまして、その2分の1に当たる630万円を平成23年度と平成24年度の2カ年で補助、助成することになってございまして、その24年度分の315万円を予算計上をしております。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 施設の維持管理を含めた、点検も含めたというお話であります。確かにおっしゃるとおり、かなり建設してからの年度も過ぎているというような状況であります。ただ、全町的に見たときに、峯浜あるいは岬町のように、町有の公共施設として建てた部分と、それから町内会が自主財源をもって、あるいは町の補助金を得てとい

うことでの準公共施設という二つの位置づけがあると思います。したがって、その中で特に町有の部分につきましては、今後そういうことも予想されるということでもありますので、24年度の中で1回総点検をしてみたいと、その上で、緊急度合いも含めながら、あるいは一度でできないかもしれませんので、計画的に優先度を含めながら、改築あるいは補修とかというようなことについては検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 松原君。

○9番（松原 臣君） 町長から前向きな答弁をいただきました。行政のほうですべて何から何まで私はやってほしいという意味で言っているわけではなくて、やはり会館のペンキ塗りなんかは、15年、20年たつて、2回も地域提案型の事業でやらせていただいていると。だから、やはりそういうことをやることによって、やはり住民は関心を持って会館を見ていると、やはりいろいろなところに、壁に亀裂が入ったり、今コーキングしておくともた10年ぐらい何でもないなど。そういうところから水、雨が入って中のもの腐ったりということはあるので、小さな部分はなるべく自分たちがふだん町から建てていただいて、コミュニティを活用して大事に使う。維持管理も含めて考えていないわけではないですけれども、一度総点検して、やはり早目に業者で手を打てるところは打ってやっていただければ、またしばらくの間、自分たちの手で会館維持も管理もできるのではないかというふうに私は日ごろ感じていますので、ぜひその点、緊急度もありますけれども、全体の町設の町直営という言い方も変ですけれども、町の建物を含めて準公設も含めて、やはり共栄というのは準公設であってもこれだけの補助金を出さなければならなくなりますから、やはりそこら辺は、こういう大きなお金はなかなか一遍に出せないという現在の状況では思いますので、やはり小さなうちから手を打つことが一番長持ちもしますし、住民にも、業者がやはり一度手を加えないと何だか自分たちだけで維持管理をすればいいかというような声も出てきますので、何十年に1回ぐらいは、15年に1回、何でもなければやらなくてもいいですけれども、やはり15年もたつといろいろなことが出てきますので、環境整備も含めて、それぞれ町内会で管理したり維持していると思いますので、その点、行政も会館については維持管理は考えているのだよということで、一度予算をつけて、行政でやって、専門業者にやっていただいて、こういうふうに行政側も考えているのだということで、それでさらに皆さんにも協力していただきたいというような姿勢をつくっていただければ、何か地域提案型だけでずっとやっていけるのかなという、またこの予算だってなくなればどうなるのかなという心配もございますので、そこら辺を含めてぜひ早目に年度に調べて、25年、26年、27年とできるだけ早くやるのが、大きな多額の金額をかけないで補修できますので、それは御承知かと思いますが、私から言うことではない。やはり、特に浜でトタンというようなペンキを塗っていると、やはりこまめに塗ると、会館がいかれるぐらいまでトタン替えしなくても使えと、専門業者の方が言っていますので……。

○議長（村山修一君） 松原議員、簡潔にお願いしたいと思います。

○9番（松原 臣君） そういうことも日々やって、何年か1回やっておりますので、ぜひそういう面を考えて、行政側でも一度手を加えていただければなというふうに思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今日まで各地域の方々に、そういう町が材料の部分を負担しながら手伝っていただいたということですので大変ありがたく思っておりますし、先ほど申し上げました、24年の点検する中で、いろいろとまた町内会に相談申し上げながら、あるいはまた手伝っていただける場面があるかと思っておりますので、その点はひとつよろしくお願ひしたいと思います。24年度に総点検したいというふうに思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

高村君。

○4番（高村和史君） ちょっと1点だけ、提言を交えてお話をさせていただきます。

今、羅臼の歳入歳出ともに財政難というのは大変わかります。ですけれども、そこに今、同僚議員から言われましたように、職員の削減のお話もわからないわけではない。だけれども、職員も7年間にわたり、やはり6億円という大変な、もらえるお金を協力した、そこら辺もひとつ理解をしていただきたいと思いますと思うのですけれども、さらにはまた、この総括の中で収入源を何らかの方法で行政はきちんと、我々もそうですけれども、どういう今度後押しできるか考えなければいけません。国の今を26年度に向けて、各地方による交付金、助成金、また補助金等々は、今のところ3%増のほうで見直しております。それは、いろいろな工面はあると思っておりますけれども、そこら辺もいち早く情報をキャッチした中で、やはりこの羅臼町にももらえるような、そういう制度のものはどんどん活用なさってはいかがかなと、それが経営健全につながるのかなと。

それと、やはり、きのうから私言っています、歳出の削減、これはもう1回皆さん、我々もそうですけれども、行政のほうもしっかりとしたとらえ方で、まず健全経営に乗り切っていただきたいと思います、このように思います。

終わります。

○議長（村山修一君） 回答願います。町長。

○町長（脇 紀美夫君） 総括的な歳入歳出の問題でありました。歳入、きのうも議論ありましたように、地方交付税を含めると、国からのいろいろな交付金等々は6割を超えているという財政構造、これについては本当に羅臼の財政構造の特徴的な部分かなというふうに思っています。その中であって、今、高村議員からお話しありました歳入の確保ということについては、今までもいろいろな部分で努力もしておりますし、いろいろな情報も得ながら少しでもということをやっております。今後も引き続き、意を用いて対応をしまいたいというふうに思っているところであります。

また、一方、歳出におきましても、行財政改革断行の中でかなりの部分はやっております。したがって、この後、では、どの部分を削減するのだという中で、先ほど来お話あり



ました、17年にあえて職員の給与までやらざるを得なかったと、私自身は本当に苦渋の決断をした中での職員に協力を求めたという中で今日までに至っているわけであります。したがって、そのほか、議員の皆さんの歳費であるとか、あるいは特別職も含めて、そういう人件費を中心にやるということは、本来、財政を預かる者として一番最終的な決断のところに行かざるに得なかったというのが実態でありまして、それ以外の部分でということになりますと、かなりの部分は削減しているということがございます。しかしながら、今お話にありましたように、一方では歳入が思うような確保ができないとすれば、当然、そこではバランスの関係上歳出ということになるわけでありますから、このことについても、より一層、行財政改革の見直しも含めながら対応をしまいたいというふうに思っているところでございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

田中良君。

○2番（田中 良君） 先ほど、ずっと質問いたすのがちょっと漏れていましたので、1点だけちょっと総括でお願いしたいと思います。

診療所特別会計のところの部分なのですが、先ほど事務長のほうから説明いただきました、とりあえずドクター以外のスタッフの確保がほぼできてきているという安心した一言が出てきたのですが、その確認をまず1点したいと思います。ドクター以外のスタッフについて、開設に間に合うだけの十二分のスタッフがそろえばという、先ほど話が出たのですが、それで確認間違いないでしょうか。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 十二分に確保できたという表現はしてはおりません。最低限のところの維持する確保はできておりますが、十分ではないという表現をしたと私は思っておりますが、もしそうでないというふうな形で伝わっているとすれば訂正をさせていただきます。ドクターについては、現在のところ常勤医2名を予定してございまして、手塚所長につきましては引き続き勤務していただけるという意思表示はございましたけれども、あと常勤の1名については、現在孝仁会のほうでも鋭意努力されているというふうに思いますし、町長のこれまでの説明の中でも、当然、町も一緒になってというようなことがあると思いますので、限られた期間でありますけれども、当初のオープンに向けた形での確保に全力を挙げていくというようなことには変わらないというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 田中君。

○2番（田中 良君） それでは、7月1日の開設に向けて、とりあえず町が目指している入院、救急医療、そこまでできるスタッフはそろったというとらえ方でよろしいのですか。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） ドクター確保というところは外すとすれば、最低限の部分は確保できたというようなことですが、これからさらに充実に向けた形で、オープンまでの期間限られておりますけれども、鋭意努力して充実に向けた方向で取り組んでいくということには変わらないというふうに思っております。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありますか。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 2点ほど、町長の考え方と教育長の考え方、教育長、大変退屈しているようなので。それはないと思いますけれども。実は、今回、総務費の関係で文教施設の積み立てというところで5,000万円積んだと。これは中学校建設に向けての積み立てということだと思っております。それで、多分、去年の議会でも質問をした経緯もありますので、それに向けての検討委員会ですね、方向性を探る検討委員会という部分で立ち上げて進めてきたと思うのですが、1年経過しようとしているのですが、どういうふうな方向になっているのか。現在、まだはっきりとしたものが出せないとするならば、一つの経過も含めて、考え方も含めて、ひとつ聞かせていただければと思うのです。

あわせて、町長も示しておりますけれども、27年をめぐるといふところなのですが、積み立てるからには、それなりの一つの施策の中で考えているのだろうと思うので、27年実行になるか、27年までその方向性を考えて、27年から、すぐ建設に向けての対応になるのかというところが、前回も聞いたのですが、なかなかその辺のところは、受けとめる側としてははっきりしたものが感じられない部分がありますので、その辺の考え方もひとつ、もう1回、今の答えられる範囲の中で結構ですので、ちょっと聞かせていただければなと思っております。

それともう1点ですが、これは水産業の関係になると思います。新聞等で、大変、今の羅臼の組合の置かれている現状というのは大変厳しい立場の中で、北海道なりのことも示されておりますけれども、状況としては我がまちのこれからの漁業がいつまでも安定的な形で続けるためにも、それぞれの自助努力というのが大事なところなのですが、今、北海道が言われている、2カ月の刺し網漁業の操業を停止するという事は、少なくともこの羅臼の我がまちの経済において考えたときには、漁業だけの問題ではないと。いろいろな部分で影響が考えられるということを思うとき、我がまち、何もしないでいいということにはならないと思います。

そこで、まず一つ、今、もし考えられる影響ということがあれば、これは金銭的な部分ではなかなか、数字的なものでは出せる部分ではないと思いますけれども、考えられるという一つの大きなくくりの中であるとするならば、どういうふうなことがあるか、その辺ひとつ聞かせていただければなと思っております。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 中学校の適正配置計画についての今見直しをしております、

その経過ということと考え方についてのお尋ねでございます。

まず、経過でございますけれども、中学校の適正配置計画につきましては、平成22年10月から、それぞれ中学校の校長と専門的な意見の交換会というようなことを始めておりまして、平成22年11月には校長会から意見を求めるということで臨時校長会を開催をしております。また、平成23年1月になりますが、校長会のほうから専門的な見解ということで中学校適正配置計画についての考え方が示されております。

それを受けまして、3月には教育委員会の中でそれぞれ教育委員協議会という形で、それらの内容についての精査をするための会議を開催してございます。また、5月には校長会との意見交換会、また、それらを含めまして23年11月には、保護者の皆様からも広く意見を聞きながら将来に向けた考え方を整理する必要があるというふうに考えておりまして、適正配置計画の保護者、学校関係者による検討会を立ち上げさせていただいております。現在、2回の専門の委員会と4回の作業部会が開催されておりまして、3月末に向けて意見の集約がされているというところでございます。

基本的な内容としての、今作業を進めている概要でございますけれども、やはり子供たちの出生状況がこの5年間によって急激に変化しているという実態を踏まえながら、将来に向けてのあるべき教育効果としてどうとらえたらいいのかというようなところを主眼点にしなが、保護者の方々の意見を中心に作業を進めているというところでございますので、これらを踏まえた上で、議会でも御説明させていただいておりますけれども、1校化の問題、もしくはその片方、小学校、片方、中学校という問題、そしてまた2校化がいいのか、現在のところでいいのかということも含めて、多方面にわたる意見を今集約をさせていただいているというところでございます。

今後、専門的な見地ということで校長会からの意見もいただいております。そしてまた、保護者の将来を見据えての意見というようなこともまとめた上で、教育委員会としてそれらをまとめて町長のほうに教育委員会の意見という形で進達をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 中学校の文教施設の積み立ての関係でありますけれども、本年5,000万円の積み立てを今上程させていただいております。昨年は2,000万円の積み立てでありましたので、昨年から3,000万円プラスという形になってございます。したがって、27年に方向性をということで示させていただいております。今、教育委員会のほうで、地域の方、あるいは学校も含めながら検討をさせていただいて、最終的にはまだ私のほうに報告はまだ受けておりませんが、その報告を受けた上でということになりますけれども、27年というその一つの方向性の中では、当然、一年でも早くという思いはあります。今まで、春松あるいは羅臼中学校の老朽化しているというような状況を踏まえたときに、一年でも早くという思いはある中で、財政的な見通しということ、これ

がなければなかなか建設に向かえないということもございまして、そういうことも含めながら一般会計の財政運営の中でそれらをにらみながら基金の積み立てをして、一定の積み立ての中で27年には方向性を示したいというふうに思っているところであります。

次に、秋サケの問題であります。今、組合のほうでは再発防止対策検討委員会を立ち上げて、町のほうからも職員2名を検討メンバーということで参画させていただいております。今協議中ということでございまして、最終的な提案というか、防止策がまだ最終的にまとまっていないという状況下にありますので、現時点ではそのことに関して私のほうからコメントする状況にないということをおひとつ御理解いただきたいというふうに思います。当然、その確定の検討の結果が出た中で、町としてどうすべきか、私としてどうすべきかということについては当然考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 一つ、学校の関係ですけれども、多分、一生懸命いろいろな部分で検討をされているのだろうなと思っております。ただ、これは以前からかなり皆さん方から方向性という部分ですか、計画の部分では議論があつたりいろいろな声があつたと思うのです。ここ、来て1年、これを専門的な部分で検討をしながらということを進めてきた中で、まだ1校なり2校なりのその体制自体がはっきりしないということなので、例えば、1校であればどこだとか、2校であればその方法は、体制はどういうふうな体制なのだとか、それくらいは一つ示されてもいいのではないのかなという感じは私は受けるのです。あわせて言えば、27年を一つの大きなめどで進めていきたいということを考えてときに、少なくともスケジュール的なものが出てくると思うのです。これが例えば、もし1校にして、1校をどこにするとか何とかとなると、またこれ地域の説明なり、いろいろな部分での時間的な部分というのがかかってくると思います。だから、そういうことを考えたときに、やっぱりそんなにゆっくり、3年あるから3年の中でということでもないだろうと思うのですけれども、やっぱりできること、早目にしなければならない部分というのはたくさんあると思いますので、それはひとつこれからも頑張って進めていただければなお願いをするところでもあります。

それと、これも一つ、水産の関係で言えば、いろいろな部分で、もし、この2カ月操業停止ということになれば、これは大きな影響が出ないとは限らないのです。それはやっぱり町の経営している中では、大変大きな問題だと思うのです。もしそうなったときに、我がまちとしては、例えばいろいろな、北海道なら北海道なりに、対する一つの動きも当然していかなければならないのではないのかというところを私は思うのです。すべて組合の対応でというわけにはならないと思うので、その辺の町長の考え方を聞かせていただきたいなど。少なくとも積極的とは言えないかもしれませんが、北海道に対しての働きかけというのは当然必要になってくるのではないのかなと私は思うのですけれども、それはどうですか、その辺。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今のお話ありました、9月の操業停止自体がまだ確定しているというふうに私は聞いておりません。なったときと仮定の話でありますけれども、今の段階で、先ほど申し上げましたように、このことに関してコメントする状況ではないというふうに思います。当然そうなった場合ということは、影響あることは間違いありません、経済的なことで。先般も買受人組合の総会があった段階で、買受人組合のほうから漁協のほうに対して、決定はしていないけれども、そういう動きがあるという中で要望書も出ているというふうにも聞いております。

したがって、それらも踏まえながら、組合が最終的にどういう防止策を道のほうに提出するのか。それによって道がどういう対応をするのか、それを見きわめながら、当然、町としてその段階で考えなければならないことであろうと。したがって、現時点では、まだ全くそのことに関してはコメントする状況にないということを改めて御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 佐藤君。

○8番（佐藤 晶君） 今現状としては、まだはっきりと道の方向性も決定しているわけではないし、いい方向でそういうふうな操業停止にならない形、2カ月のその部分では現状の中で運営できるような形であればいいなということを願っていますけれども、少なくともそういうふうにならない方向に行政としてできるならば、できるところでひとつ頑張ってくださいなとお願いしたいと思います。

○議長（村山修一君） ここで、11時25分まで休憩します。11時25分再開します。

午前11時12分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑を続けます。ほかにありませんか。

湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） 全体の中でも、きょうもちらっと伺ったのですけれども、地方債についてちょっとお伺いしたいことがありましたので。地方債の中の、昨年も出ていますけれども、昨年は臨時財政対策債ということで、昨年は1億8,120万3,000円と。今年度は1億6,100万1,000円ということになっておりますけれども、これは、当然、財政が大変だからということで一般会計の中に組み込まれているのか、これを借りた、借りるというか、これはどういうふうにこの一般会計の中で反映されているのか、その辺をお伺いしたいのと、今回、過疎対策事業債というものを、ここでは五つですか、使用されています、使っています。それから、診療所会計の中でも多くの部分が過疎対策費という、過疎対策事業債ですか、これに使われていますけれども、この過疎対策事業債と

いうものの、当然いろいろな縛りもあろうかと思えます。簡単でいいので、この対策費、どういったものにどう使われていいものなのか。そういった規定があるとすれば、例えば上限もあろうかと思うのですけれども、簡単でいいので、これの使用条件みたいなものがあればお教え願いたいというふうに思うのですけれども。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） まず初めに、臨時財政対策債でございますけれども、これは平成13年度から設立されたものでございまして、国のほうで財源不足によります交付税からこれに転換をしているということでございます。これにつきましては、算定式はいろいろありますけれども、将来に向かって、これは起債を発行する形にはなりませんけれども、全額交付税でもって措置をしてくれるということでございまして、それぞれほとんど全額を、国から示された金額全額を予算計上させていただきまして償還をしているという状況でございます。

それから、もう一つは過疎対策事業債と申しますのは、さまざまな分野でもって示されてございまして、具体的にどうのということではありませんが、そのときそのときの事業に応じて有利な形となっておりますので、70%が交付税措置されるということで負担が30%で済みますので、今回24年度の予算の中では、防災の関係につきましては過疎対策債が使えるということで、これは有利なところをどんどん使っているということでございまして、そのほかまた事業が出れば、この過疎対策債というのを使ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 非常に有利なのだというのはわかります。先ほど言ったように、これについては、のべつ幕なく借りられるというものでもないでしょうから、ある程度の基準があってその中で使われていくのだと思います。その上限については別にいいのですけれども、今回、きのうもいろいろお伺いした中で、ともすれば、僕が受けとめた感覚では、こういう有利なものを利用してやるのだと。だから、今までやっていたことも、こういったものに振りかえることによって有利に使えるのですよという説明を受けたような気がするのですけれども、確かにそういう部分はあるかと思えます。ただ、今回の予算の中で、これを利用しながらやっていくということに関して言うと、町長が執行方針で述べていらっしゃる攻勢に転じた行政運営をしていくのだということの観点から考えると、せっかくこういう有利な、こういった施策というか、借金ができる有利な条件でお金が借りられるということであれば、町長が言われていた攻勢に転じるというところを、ぜひこういったものを利用して、新たな取り組みで使っていただきたいかというふうに僕自身は思うわけで、例えば、こういうことを今までやりたくてもできなかったのだけれども、こういった有利なものを使えるから、今、これができるようになりましたというのがこういうところにあらわれてくれば、何となく理解できるのですけれども、今までやっ

ていたものがこれで利用されるということではなくて、例えば今羅臼で抱えている、先ほど来皆さんが言われていたような、いろいろな諸問題あると思います。ですから、そういったものが、こういった有利なものを使いながら、例えば町税だっていろいろな部分で収納がおぼつかないというところも、例えば町民のモラルの向上のためにソフト事業として使えるものはないのかとか、そういったことを、今後のことになろうかと思うのですけれども、ぜひそういった観点で、こういう有利なものは使っていただきたいということを申し上げまして終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、日程第1 議案第6号平成24年度一般会計予算から日程第9 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの9件を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第6号平成24年度一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第1 議案第6号平成24年度目梨郡羅臼町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成24年度国保会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第7号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成24年度介護保険会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第3 議案第8号平成24年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成24年度後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第9号平成24年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別

会計は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成24年度国保診療所会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第10号平成24年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成24年度水道事業会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第11号平成24年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立多数です。

したがって、日程第7 議案第12号職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号温泉供給条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第16号羅臼町温泉供給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号介護保険条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立多数です。

したがって、日程第9 議案第17号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第13号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例  
制定について

---

○議長(村山修一君) 日程第10 議案第13号羅臼町町税条例の一部を改正する条例



制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） 議案の60ページをお願いいたします。

議案第13号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。61ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例。

羅臼町町税条例の一部を次のように改正する。

ここで、改正理由を申し上げます。このたびの改正につきましては、昨年12月に可決されました地方税法等の改正に伴い、羅臼町町税条例のそれぞれ関連する条項等の改正を行うものでございます。

ここで、改正内容を、別冊として配付しております説明資料を使いまして、御説明させていただきますが、改正条項もとの説明は割愛し、改正要旨と適用関係について申し上げます、提案理由の説明とさせていただきますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

また、別に参考資料1で新旧対照表も用意しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、別冊の説明資料1ページをお開き願います。

改正要旨の1番でございます。たばこ税の税率及び税率の特例でありまして、改正条項は第95条と附則第16条の2であります。改正内容は、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調節するため、平成25年度から道たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するものであります。

下の表の右側の差し引き欄には、移譲される額を表示しておりますが、旧3級品以外の製造たばこの町たばこ税では、1,000本当たり現行4,618円を5,262円に改正、下の旧3級品の製造たばこでは1,000本当たり2,190円を2,495円に改正するものであります。なお、本改正は平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に2番、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等でありまして、改正条項は附則第9条でございます。改正内容につきましては、個人町民税における退職所得に係る所得割額について、その所得割額の6%税額控除を廃止するものであります。なお、本改正は平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等から適用するものでございます。

次に3番、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例でありまして、改正条項は附則第22条でございます。改正内容は、雑損控除等の適用対象となる災害に関連する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に、災害のやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を追加するものでございます。なお、本改正は交付の日から施行するものでございます。

次に4番、個人の町民税の税率の特例でありまして、改正条項は附則第24条でございます。改正内容は、防災復興財源として平成26年度から平成35年度までの10年間、各年度分の個人の町民税に限り均等割の標準税率、現行3,000円に500円を加算するものでございます。本改正は、交付の日から施行するものでございます。

以上、羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についての主な改正要旨4点について御説明申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 説明をしていただきましたが、たばこ税の税率及び税率の特例については、地方交付税がふえるということですので、これについては異議はありませんが、2番の町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等、それから、3番目の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、4番目、個人の町民税の税率の特例という、この3点についてなのですが、退職所得の関係、これは具体的にどういふふう反映されるのか。書いてあるとおりにかと思うのですが、この2番、3番、4番でお聞きしたいのは、私の理解では、これはすべて増税になるというふう理解するわけですが、4番目の町民税の税率の特例については500円を加算するということから、はっきり500円ずつふえるのだなということわかりますが、この所得割と東日本大震災の関係についてはどうも数字が見えないのですが、この辺ちょっと説明していただけますか。

○議長（村山修一君） 税務財政課長。

○税務財政課長（野理幸文君） まず、2番目の退職所得金に係る、増税という今言い方をされましたけれども、実は国のほうから、今回の見直しにつきましては、昭和42年にこの全額控除制度ができたという経緯がございまして、当時の金利から見ますと、かなり現在の金利とはかけ離れているだろうということで、昭和42年までは課税が翌年に課税されたということなのですが、それが1年前に課税されるというふう今制度が変わっているのですね。それで、金利制度も変わったことによって、もう今の時代にはなじまないだろうということで、この税額控除が廃止されたということで、金利運用の部分を取りあえず今回外した形での税制改正であるということで、結果的に、議員から見れば増税というような言われ方をしていますけれども、そういう内容の改正の経過があるということで、まずお話をさせていただきたいと思います。

それから、3番目のこの東日本大震災に係る雑損控除額、この特例につきましては、被災がありましたこの控除すべき額について、従来は1年しかなかったものが3年まで延ばすことができるということでございますので、これは増税ではなく、逆に税の申告において、被災部分があればもっとも活用してくださいという趣旨での改正でございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、この4番目の均等割に500円を加算するというので、町税もそれから道

民税もそれぞれ500円で、1,000円のアップという形になりますけれども、これも国の措置で、震災がありまして、復興財源とすべきであるというようなことで、実際に東北地方では被災の市町村もございますけれども、たまたま羅臼町はありませんでしたけれども、これは防災、減債のための軍資金とすれというふうなことで、10年に限って町民の皆さんに御負担をいただくという内容となっておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） よくわかりました。3番目については、ちょっと私の理解がなかったようです。今、説明をしていただいてわかりました。2番と4番については、基本的に増税になるということの理解でよろしいですね。

終わります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号町税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第10 議案第13号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第14号 羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第14号羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 63ページをお願いします。

議案第14号羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。今回の条例改正につきましては、児童福祉法の一部改正により知的障がい児通

園施設などの通所による支援を行う施設が児童発達支援センターに一元されることから所要の改正を行うものであります。

64ページです。羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中、「知的障がい児通園施設に通所している者を除く」を削る。

附則としまして施行期日ですが、この条例は平成24年4月1日から施行するものであります。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第14号羅臼町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第12 議案第15号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の  
医療費の助成に関する条例の一部を改  
正する条例制定について**

---

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 65ページをお願いします。

議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。この条例改正につきましても、議案第14号と同様に児童福祉法の一部改正に伴うものでございます。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を次のように改

正する。第3条第1項第2号中、「知的障がい児通園施設に通所している者を除く」を削る。附則としまして施行期日ですが、この条例は平成24年4月1日から施行するものがあります。

以上です。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第15号重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第18号 羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第18号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（石田順一君） 議案の71ページをお願いいたします。

議案第18号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例は、別紙のとおり制定するものでございます。

72ページをお願いいたします。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を次のように改正する。

このたびの改正につきましては、第5条、貸し付け条件の表現の訂正、また第7条、利子等補給は第5条の改正に伴う文言整理でございます。内容につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料11ページ、資料7をお願いいたします。

一部、新旧対照表で御説明いたします。改正前では、第5条、貸し付け条件、1号、貸付金額の（ア）運転資金、（イ）設備資金ともに一口1,000万円以内となっておりますが、本条例で口数を規定する条項がなく、何口でも貸し付けられるとの誤解を招くこと

が、今回改正では、運転資金、設備とも一口の文言を削除し、（ア）運転資金1,000万円以内、（イ）設備資金1,000万円以内とするものでございます。第7条では、第5条で「一口」を削除したことにより、「一口を限度に」を削除し、「ただし、利子の補給は1%で計算した額以内とする」と文言整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号中小企業振興資金融資条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第18号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第19号 羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（北澤正志君） 議案の73ページをお願いします。

議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

74ページをお願いいたします。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例。

羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正するものでございます。今回の改正は、公営住宅法施行令の一部改正により、当条例の引用条項が削除及び改正されたためによる整備改正でございます。

第6条中「令第6条第1項」を「規則」に改め、同条第2号ア中「令第6条第2項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則に」、「令第6条第3項第1号」に規

定する金額を「金額は規則で定める」に改め、同号イ中「令第6条第3項第2号に規定する金額」を「金額は規則で定める（当該災害発生の日から3年を経過した後は、金額は規則で定める）」に改め、同号ウ中「令第6条第3項第3号に規定する金額」を「金額は規則で定める」に改める。

附則としまして、施行期日です、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

なお、参考資料としまして、別冊の参考資料12ページ、資料8に新旧対照表を載せておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号町営住宅設置及び管理条例の一部を改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第19号羅臼町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について

---

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第20号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 75ページです。

議案第20号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を、次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

（1）名称、羅臼町老人福祉センター。

（2）所在地、目梨郡羅臼町湯ノ沢町14番地3。

2、指定管理者。

- (1) 名称、社会福祉法人羅臼町社会福祉協議会。
- (2) 代表者、会長高橋宏。
- (3) 所在地、目梨郡羅臼町栄町8番地1。

3、指定の期間。

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。

今回の指定管理者の指定につきましては、羅臼町老人福祉センターが本年3月末で指定期間が終了となることから、新たな指定についてお願いするものです。指定管理の期間を1年としておりますのは、近年、町内において民間事業者による多様な介護事業が展開されていることを踏まえ、今後、老人福祉センターの施設管理とデイサービス事業をあわせて総合的な管理運営を検討するため、指定の期間を1年とするものであります。

なお、今回の指定につきましては、2月17日に開催されました羅臼町指定管理者選定委員会に諮問し、原案のとおり答申をいただいたところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 私は一般質問でも申し上げましたが、今回の指定期間は1年間ということで、スケジュールを聞きましたら4月から公募に入るというようなことでして、私としては期間が短くて、結果として利用者に迷惑がかかるというか、不利益が生じたら困るということで、2年間くらい、もう1年間くらい余裕を持ったらいいのではないかなというふうに質問しましたら、大丈夫だみたいな、大丈夫だとは言わなかったのかもしれませんが、進められるということなのですが、本当にその辺大丈夫なのか、最終確認の意味でお答えください。

○議長（村山修一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 公募の日程ですが、課題等もございますので、4月から公募に係わる実施要項を整備したいと思います。したがって、若干の時間をいただきながら公募開始を6月ごろを予定してございまして、また、公募の期間をある程度長くをとることを今考えてございます。したがって、その後、指定と決定となりますが、その後、25年度4月1日からの指定された方の準備といえますか、期間をある程度とれるかなというふうに考えてございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） もう1点だけ。先ほどの、診療所が変わるときの経過もなかなか大変だと思うのですが、この福寿園の送迎、あるいはデイサービスも含めて、新しい方にもし変わるとすれば、やはりその引き継ぎだとか、それから介護する人の顔が変わるだとか、システム問題も含めていろいろ起きるのではないかということ私は危惧して今申し上げているのですが、ぜひ1年に限って来年度から、今現在やっている、社協でやるのかどうなのかよくわかりませんが、新しいところが変わったときに、実際に利用して



いる人に不都合が生じないように、ぜひ十分配慮をして進めていただきたいということを申し上げて終わります。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 昨日から、この問題につきましてはいろいろ御意見、質問当もいただいておりますが、この指定管理者につきましては、今始まったばかりの管理ではなく、もう数回更新をしているというようなことでございますから、既にこの老人福祉センターについては、前回の公募のときも、他の業者も公募しているということもありますので、広くそういう事業者には知れ渡っているということもございますので、今、議員お話しのとおり、皆さんに不合理のないように進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号公の施設に係る指定管理者の指定は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第20号公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第23号 北海道市町村総合事務組合規約の変更  
について

---

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（川端達也君） 議案78ページをお願いいたします。

議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、上砂川町が本年4月より砂川地区広域消防組合に加入することになり、消防関係に係る共同処理する事務について砂川地区広域消防組合が取り扱うことと

なることから、北海道市町村総合事務組合同規約の共同処理する団体の変更について協議依頼があったものでございます。

附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定により、総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号市町村総合事務組合同規約の変更は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第23号北海道市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第17 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので承認したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

#### ◎閉 会 宣 告

---

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

午後 0時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員